

(がいようばん) だい3きうじたわらちようしょう しゃきほんけいかく
【概要版】第3期宇治田原町障がい者基本計画

だい7きししょう ふくしけいかく だい3きししょう じふくしけいかく
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

1. 計画策定の趣旨と背景

『だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原』という基本理念のもと、宇治田原町では障がい者施策を総合的に推進するとともに、障がい福祉サービスの充実・強化を図っている。

令和5年度末をもって現計画期間が終了することから、本町における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスの量的・質的充実を一層図るため、次期計画を策定する。

2. 計画の位置づけ及び期間

- 1) 第3期障がい者基本計画・・・障がい福祉施策の基本的な方向性を示す計画であり、令和6年4月から令和11年度(6年間)を期間とする。
- 2) 第7期障がい福祉計画・・・障がい福祉サービスの提供体制の確保及び業務の円滑な実施に関する計画であり、令和6年4月から令和8年度(3年間)を期間とする。
- 3) 第3期障がい児福祉計画・・・障がい児支援に関するサービス提供体制の確保及び業務の円滑な実施に関する計画であり、令和6年4月から令和8年度(3年間)を期間とする。

3. 計画策定への取り組み

- ・令和5年6月宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会(10名)を設置し、4度の委員会において協議
- ・アンケート調査の実施
- ・相談支援事業所等に対する聞き取り調査の実施
- ・パブリックコメントの実施

【調査結果から見える主な課題】

- (1) 障がいを理由とする差別がない社会環境の整備
- (2) 障がいのある人の能力を高める教育・療育環境の充実
- (3) 障がいのある人の主体的な社会参加、就労の促進
- (4) 保健・医療サービスの提供体制の充実
- (5) 障がいのある人が自立した地域生活を送るための多様な支援の充実
- (6) 障がいのある人にとって安心・安全な生活環境の整備

4. 第3期障がい者基本計画について

基本理念： だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原

【計画推進にあたっての基本的視点】

- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）
- 障がいのある人の自立生活と社会参加の促進
- 障がいのある人の自己選択・自己決定への支援
- 共生社会の実現に向けた取組の推進

計画に記載する社会実現において、6つの推進施策を定め、その達成に向け、具体的施策・取組を設定し、基本理念に掲げるまちの姿の実現に向けて各種の取組を推進する。

推進施策1 差別の解消及び権利擁護等の推進

○家庭や地域、学校、職域等あらゆる場において、すべての世代の住民がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向け、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進。あわせて障がい者・児の権利擁護に努めるとともに障がい児・者への虐待防止を推進する。

- (主な取組) ・ 障がいに関する理解、交流の促進
- ・ 権利擁護の啓発と推進
- ・ 障がい児・者への虐待防止やケースに対応する体制の充実

推進施策2 ともに学び育つ教育・育成の推進

○療育教室をはじめ、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、放課後等デイサービス提供事業所等の障がい福祉サービス提供機関、学校等の教育機関、保健所・こども発達支援センター等の京都府の機関が互いに連携し、学び・育つ場の提供・充実を図り、障がいの状況等に応じて、一人一人の個性や可能性をもとに伸ばす教育・療育の推進を図る。

- (主な取組) ・ 療育・発達支援の充実
- ・ 障がい・発達に応じた教育の推進
- ・ 切れ目ない連続したサポート（支援）体制の整備

推進施策3 いきいきと活躍できる社会参加の促進

○雇用・就労については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、町内の障がい福祉事業所と連携しながら公的機関や企業での雇用を促進する等、障がい者の就業の拡大に努める。

また、外出やコミュニケーションへの支援の充実や、スポーツ・文化・レクリエーション活動等の参加を促進し、障がい児・者一人一人の個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努める。

(主な取組) ・雇用促進・就労支援の充実

- ・福祉的就労の充実
- ・移動・コミュニケーション支援の推進
- ・多様な地域活動による社会参加の促進
- ・文化芸術やスポーツ活動参加の促進

推進施策4 心身の健康を守る保健・医療の推進

○障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい児・者の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの充実を努める。

(主な取組) ・保健・医療・リハビリテーションの推進

- ・健康への関心を深める取組の推進
- ・難病患者等への支援

推進施策5 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進

○障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、地域自立支援協議会の活動強化による相談支援機能の充実のほか、福祉サービスや社会参加等に関する情報へのアクセスのしやすさ等、障がい児・者の地域生活を支える社会環境の充実に努める。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい児・者一人一人の「生活の質(QOL)」の向上を図る。

(主な取組) ・相談支援体制の充実

- ・様々な手法による広報・情報提供体制の充実
- ・生活支援のためのサービスの提供
- ・サービス利用の仕組みの円滑な運営

推進施策6

暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

○建物、移動、情報、制度、慣行、心理等ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努め、地域ぐるみで障がい児・者の安心・安全を支え見守るネットワークの強化を図る。

(主な取組)

- ・地域での支えあいの推進
- ・誰もが住みやすいまちづくり
- ・暮らしの安心・安全の確保

5. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

国が示す「基本指針」を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定。